

学校関係者に新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応について (2023/5/8～)

尼崎市教育委員会



学校

以下の例は、【児童生徒】が感染した場合について記載したものです。

【教職員】も同様です。

※それぞれ個別の状況に合わせて、保健所の助言のもと、個別対応が生じる場合があります。

児童生徒
本人の体
調不良等
により検
査を実施

児童生徒

検査の結果・・・

陽性

発症した後5日を経過し、
かつ、症状が軽快した後
1日を経過するまで登校園
できません。(出席停止)

陰性

体調が良くなれば登校園
出来ます。

【学校(施設)の動き～臨時休業の半断について～】

学級内で感染が広がっている可能性が高い場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、次のとおり臨時休業を検討します。

(学級閉鎖)

○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が半断した場合
- ②その他、設置者が必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除きます。

○上記において「複数」としている趣旨は、人数に着目したのではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行いません。

○学級閉鎖の期間としては、5日程度(土日祝日を含む。)を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

(学年閉鎖)

○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

(学校全体の臨時休業)

○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

※この運用は、文部科学省発出の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改定版)」に基づいています。